

東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考要領

6 保医医政第 1 5 5 号

令和 6 年 5 月 8 日

1 目的

東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考要綱（令和 6 年 5 月 8 日 6 保医医政第 1 5 5 号）に基づき、都民から公募する東京都保健医療計画推進協議会（以下「協議会」という。）委員（以下「公募委員」という。）の選考方法等必要な事項を定めることを目的とする。

2 選考委員会の設置

公募委員を適正に選考するため、保健医療局に東京都保健医療計画推進協議会公募委員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

3 選考委員会の構成

選考委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

委員長 保健医療局医療政策部長

副委員長 保健医療局医療政策担当部長

委員 保健医療局医療政策部医療政策課長

保健医療局医療政策部計画推進担当課長

保健医療局医療政策部地域医療担当課長

保健医療局医療政策部医療連携・歯科担当課長

保健医療局医療政策部医療政策課課長代理（保健医療計画担当）

4 選考の方法

（1）一次選考

一次選考は、原則、委員長、副委員長及び各委員が、応募者から提出された作文を 5 の選考基準に照らし 5 段階で評価するとともに、総合的に審査を行い、10 名程度を選出する。

ただし、委員長が必要と認めた場合は、委員長が指定する者が一次選考を行う。

（2）二次選考

委員長が指定する 3 人の委員が、一次選考で選出された作文の応募者に対し、面接による審査を行う。審査後、選考委員会において、作文の評価結果及び面接の審査結果等を総合的に判断し、委員候補者及び補欠候補者を選出する。

5 選考基準

作文評価及び面接審査は、以下に掲げる基準に従って、客観的に行う。

（1）作文審査

ア 内容

テーマの趣旨をよく理解しているか。内容に著しい偏りがないか。

イ 表現

分かりやすい表現で伝えたい論旨がまとまっているか。

ウ 姿勢

都民の視点に立った問題意識が提示されているか。

(2) 面接審査

ア 動機・意欲

協議会参加についての熱意や目的意識をもっているか。

イ 理解

協議会における公募委員の役割について理解しているか。

ウ 具体性

現在の都の保健医療施策の課題、今後のあり方等を具体的にイメージしているか。

エ 表現力・姿勢

人の話をよく聞き、理解しているか。また、自分の意見を分かりやすく伝えることができるか。

オ 公平・公正性

物事を客観的に捉えバランスのとれた公平・公正な意見が述べられるか。

6 選定後の手続

(1) 選考委員会で選出された委員候補者に対して、その旨を通知するとともに、協議会委員就任の承諾を得る。

(2) 委員候補者が就任を辞退した場合は、次位の者を繰り上げる。

(3) 委員に選出されなかった応募者全員に対して、その旨を通知する。

7 事務

選考委員会に関する事務は、保健医療局医療政策部医療政策課において処理する。

附 則

この要領は、令和6年5月8日から施行する。